



令和8年8月から 高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費とは、1ヵ月(暦月毎)の医療費の自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えて高額になったとき、申請により超えた分が支給される制度です。

この度、高齢化や医療の高度化などに伴う医療費の増加を踏まえた医療保険制度改革により高額療養費の自己負担限度額が段階的(令和8年8月・令和9年8月)に変わります。

《70歳未満》

令和8年7月まで

所得区分		自己負担限度額および 世帯合算限度額 月額上限
ア	基礎控除後の年間所得 901万円超	252,600円＋ (総医療費－842,000円)×1% 〈多数回該当(※1)140,100円〉
イ	基礎控除後の年間所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円＋ (総医療費－558,000円)×1% 〈多数回該当93,000円〉
ウ	基礎控除後の年間所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1% 〈多数回該当44,400円〉
エ	基礎控除後の年間所得 210万円以下	57,600円 〈多数回該当44,400円〉
オ	住民税非課税世帯	35,400円 〈多数回該当24,600円〉

令和8年8月～令和9年7月まで

自己負担限度額および 世帯合算限度額 月額上限	年間上限(※2)
270,300円＋ (総医療費－901,000円)×1% 〈多数回該当140,100円〉	1,680,000円
179,100円＋ (総医療費－597,000円)×1% 〈多数回該当93,000円〉	1,110,000円
85,800円＋ (総医療費－286,000円)×1% 〈多数回該当44,400円〉	530,000円
61,500円 〈多数回該当44,400円〉	530,000円 (※3)
36,900円 〈多数回該当24,600円〉	290,000円

《70歳以上》

令和8年7月まで

所得区分		自己負担限度額 月額上限	
		外来(個人)	入院および世帯合算
現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	252,600円＋ (総医療費－842,000円)×1% 〈多数回該当(※1)140,100円〉	
現役並みⅡ	課税所得 380万円以上	167,400円＋ (総医療費－558,000円)×1% 〈多数回該当93,000円〉	
現役並みⅠ	課税所得 145万円以上	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1% 〈多数回該当44,400円〉	
一般所得者		18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 〈多数回該当 44,400円〉
低所得者Ⅱ	住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税 非課税世帯 (※5)	8,000円	15,000円

令和8年8月～令和9年7月まで

自己負担限度額 月額上限		年間上限(※2)
外来(個人)	入院および世帯合算	
270,300円＋ (総医療費－901,000円)×1% 〈多数回該当140,100円〉		1,680,000円
179,100円＋ (総医療費－597,000円)×1% 〈多数回該当93,000円〉		1,110,000円
85,800円＋ (総医療費－286,000円)×1% 〈多数回該当44,400円〉		530,000円
22,000円 (年間上限 216,000円)	61,500円 〈多数回該当 44,400円〉	530,000円 (※4)
11,000円 (年間上限 96,000円)	25,700円 〈多数回該当 24,600円〉	290,000円
8,000円	15,700円	180,000円

(※1) 過去12ヵ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目から適用される限度額です。

(※2) 年間(8月1日から翌年7月31日まで)の自己負担額合計が上限を超えた場合、申請により超えた分が支給されます。

(※3) 基礎控除後の年間所得が86万円未満に該当すると確認できた方は、年間上限41万円が適用されます。

(※4) 課税所得が28万円未満に該当すると確認できた方は、年間上限41万円が適用されます。

(※5) 住民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準(年金収入826,500円以下等)の方です。